資料No.４

公的職業訓練制度に係る制度改正等について

　新型コロナウイルス感染症の影響による離職者や休業を余儀なくされている者等の再就職を支援することを主な目的として、次のとおり制度改正が行われております。

１　令和３年２月１２日施行分**（別添１）**

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者について、介護分野等への再就

職・定着を支援するため、介護分野等の求職者支援訓練において、受講者のマッチング促進のため、訓練中に職場見学、職場体験、企業実習のいずれかを実施した訓練実施機関に訓練実施基本奨励金（訓練を適切に実施した訓練機関に支給される奨励金）が上乗せして支給されることとなりました。

なお、上乗せ支給の対象となるのは、令和3年2月12日から令和4年3月31

日までの間に開始した訓練コースとなります。

＊訓練生1人当たりの訓練実施基本奨励金の金額

基礎コース　6万円→7万円（施行後）

実践コース　5万円→6万円（施行後）

1. 従来、求職者支援訓練は、通所の方法による訓練しか認められておりませんで

したが、情報通信技術の発達・普及や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、通信の方法によっても行うことができるようになりました。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への訓練受講機会を拡大す

るため、過去に求職者支援訓練を実施した機関について、受講生の就職率が基準

を下回った場合の認定申請欠格期間が永年から5年に変更となるなど、認定基準

が緩和されました。

２　令和３年２月２５日施行分（「新たな雇用・訓練パッケージ関係」）**（別添２）**

1. 新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化し雇用情勢に厳しさ

が見られる中で、休業を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方が今後のステップアップに結びつけられるよう、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境を整備するため、訓練期間や訓練時間の柔軟化が行われました。

　＊訓練期間要件の緩和

　　求職者支援訓練　２～６ヶ月→２週間～６ヶ月（施行後）

　　委託訓練（県）　標準３ヶ月→１～２ヶ月のコースを創設（施行後）

　＊訓練時間要件の緩和

　　求職者支援訓練　月100時間以上、1日５～６時間

　　　　　　　　　　　　　　　→月60時間以上、1日２～6時間（施行後）

　　委託訓練（県）　標準月100時間→標準月60時間のコースを創設（施行後）

1. 雇用保険を受給することができない求職者支援訓練受講生については、本人の

月の収入が８万円以下の場合は、職業訓練受講給付金（月10万円）を受給しながら訓練を受講することができますが、新型コロナウイルスの影響により休業を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方については、今後のステップアップにつながる訓練受講機会を拡大するため、本人収入要件が12万円以下に引き上げされました。

また、働きながら訓練を受講する場合に、受講生の出勤日についてはやむを得

 ない欠席として扱い、職業訓練受講給付金が減額されない取扱いとなります。（訓練実施日の２割まで可）

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職した方、休業中の方及びシフト

が減少したシフト制で働く方等に、職業訓練の情報提供、受講あっせん、担当者

制による職業相談及び就職支援を行うため、令和3年2月25日から全てのハロ

ーワークの職業訓練の相談を行う窓口を「コロナ対応ステップアップ相談窓口」

と位置づけ、職業訓練業務の強化を図っております。